

中間報告書（平成 23 年度）

提出者 横山 美夏

提出年月日 2012 年 3 月 31 日

【プロジェクト名】

和文 アジアの比較家族法

英文 Comparative Studies on Asian Family Law

【メンバー構成】

研究代表者 横山美夏（京都大学大学院法学研究科教授）

幹事 木村敦子（京都大学大学院法学研究科准教授）

メンバー 青竹美佳（広島修道大学法学部准教授）、遠藤隆幸（東北学院大学大学院法務研究科准教授）、

金春（大東文化大学法学部法律学科専任講師）、鄭芙蓉（名古屋商科大学商学部専任講師）

【ねらいと目的】（600 字程度）

アジアの家族に関する社会学的比較はすでに他の研究によってなされているところであるが、本研究会は、法的ルールとその裁判での運用という視点から、アジアにおける家族に関する比較研究を行う。そのねらいは、家族に関する法規範が、各国で現実にどれだけの機能を果たしているかを知ることにある。公式なレベルで、家族がどのように扱われているかを、制定法とその裁判による運用を通じて研究するとともに、現実レベルでの家族との距離について分析を行うことにより、他の研究成果と併せ、それぞれの国・地域における家族の特徴を立体的に理解し、比較検討することが可能になるからである。と同時に、それぞれの国において、家族「法」がどのような意味と役割を有しているかを知ることができる。

具体的には、離婚の可否およびその要件、離婚時の妻の取り扱い、及び子どもの処遇について、いくつかの国の法規定及び裁判例を対象とする。離婚を題材とするのは、つぎの理由により。第 1 に、離婚は、婚姻の意義、妻の地位、子どもと夫婦の関係、裁判所の家族への介入の程度など、比較のポイントが多い。第 2 に、他の諸制度との関連性から独立に比較をすることが可能である。第 3 に、離婚要件や効果をどのように設定するかは、その国の公的家族観が強く反映していることが多いため、家族観の比較にも有用である。

比較に対象としては、大陸中国、台湾、韓国のほか、タイおよびインドを予定している。

【活動の記録】

○研究会

1. 第一回研究会（2011 年 9 月 17 日 13 時から）

・金 春：「韓国における離婚法制度概要」

・張 淑芬：「台湾の離婚法、実務、及び近年大きな改正について」

韓国、台湾の離婚法と日本法との比較検討を行った。

2. 第二回研究会（2012年1月15日13時半から）

- ・遠藤 隆幸：「日本における『子ども法』の生成と展望」
監護紛争における子の法的地位に関する報告と質疑応答を行った。
- ・横山 美夏：「インド離婚法の概要」
インド離婚法の紹介と日本法との比較検討を行った。

3. 第三回研究会（2012年2月20日10時から）

- ・青竹 美佳：「財産分与の扶養的機能について」
財産分与制度に関する日本法の理論検討を行った。
- ・木村 敦子：「日本の離婚手続に関する一考察——中国・韓国法との比較を通じて」
離婚手続について、中国・韓国と日本との比較検討を行った。

○調査

2011年11月29日（火）から12月6日まで、インド・デリーにおいて、押川文子・地域研究統合情報センター教授および横山美夏が、インド離婚法に関する聞き取り調査および資料収集を行った。

【成果の概要】（800字程度）

1 昨年度に引き続き、韓国、台湾、インド離婚法の概要を調査・研究した。その結果として、各国の離婚要件・効果には、文化・慣習に基礎づけられている要素のほか、経済的に自律できない個人(多くの場合、妻)の扶養を誰が行うか、という政策的要素が多分に入っていることがわかった。

2 日本の離婚法については、三つの具体的テーマについて、離婚制度の内容や学説・判例の議論状況および、その問題点が明らかになった。また、東アジア三国（中国、韓国、台湾）の離婚法との比較検討するために、テーマごとに分析視角が抽出された。

それぞれのテーマに即して得られた成果は、次の通りである。

①離婚手続 ヨーロッパ近代法では、時代とともに家族法における政治イデオロギーの実現という目的が後退し（脱公序化）、個人主義的色彩が強くなっている（私化）と言われる。日本・中国の離婚手続の変遷には、それが妥当する場面もあるが、「公私の再編」を、日本やそのほかの東アジア諸国において「単純に」語ることができるかどうかは疑問が残る。日本の江戸時代の離婚制度などの研究もふまえて、より緻密な分析が必要である

②離婚の効果 財産分与には扶養的性格があるといわれるが、その法的根拠を考えるうえでは、現代における性別役割分業の実態把握や、当事者の意思と法的効果との関係をどのように考えるのかという点が重要であることが明らかになった。それと同時に、そのほかのアジア諸国の財産分与制度について、各国における家族観、性別役割分業の実情、家族法における当事者の意思の位置づけや政策的考慮といった点に焦点をおいて、検討・分析を進めるべきことが確認された。

(③ 父母の離婚にともなう子の法的地位) 日本の学説では、「子の権利」を中心とした監護紛争処理システムを構築する必要性が唱えられている。その理論には、ヨーロッパ法の影響が強いが、日本に適合的かどうか検討の余地のあるところも少なくないことがわかった。今後は、東アジア諸国における監護紛争に関する諸制度について比較検討・分析を行い、子の法的地位という観点から家族・家族法のあり方を検討する必要がある。

【通信欄】

(事務局記入欄)

プロジェクト	<input type="checkbox"/> 次世代	<input type="checkbox"/> 次世代ユニット	<input type="checkbox"/> 男女共同参画に資する調査研究
経費	予算額	(千円)	実績額